

マイナポイントを活用した消費活性化策の事業準備業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

総務省主管で、消費税率引上げに伴う需要平準化を目的とした、マイナポイントを活用した消費活性化策事業が来年度実施されるため、伊予市においても、今年度中に実施に向けて必要な環境の整備や、広報活動を行うに当たり、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集し、委託契約を行う上で最も適した事業者を選定することを目的とします。

2 業務の内容・概要

- (1) 業 務 名 マイナポイントを活用した消費活性化策の事業準備業務
- (2) 業務内容 広報全般、マイキー I D 設定支援コーナーの設置及び装飾
※業務内容の詳細は、【別紙 1】業務仕様書を参照。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで

3 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の法人等で構成された共同提案体とします。

参加を申し込む者は次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 広告・宣伝業務について、過去 3 年間の間に公的機関と契約し、発注を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立をした者または再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく更生手続開始の申立をした者または再生手続開始の申立をされた者でないこと。
- (4) 伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成 1 7 年伊予市訓令第 7 9 号）または伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成 2 2 年伊予市訓令第 2 0 号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避または排除措置の期間中にない者であること。
- (5) 伊予市暴力団排除条例（平成 2 3 年伊予市条例第 3 0 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等に該当しない者であること。

- (6) 国税および地方税の滞納がないこと。
- (7) 伊予市競争入札参加資格者名簿（広告・宣伝）に登録されている者、又は、国若しくは愛媛県に同様の登録がされている者であること。

4 選考スケジュール

- (1) プロポーザル公告日

令和元年10月25日（金）

- (2) 質問受付期間

令和元年10月25日（金）～10月31日（木）まで

- (3) 応募受付期間

令和元年10月25日（金）～11月8日（金）まで

- (4) 提出書類受付期限

令和元年11月8日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

- (5) プレゼンテーション審査

令和元年11月12日（火）14時開始

- (6) 審査結果通知書の発送、契約手続

令和元年11月中旬～下旬（予定）

※上記のスケジュールは変更となる可能性がありますのでご了承ください。

5 説明会

説明会はありません。質問は「6 質問受付及び回答」により送付してください。

6 質問受付及び回答

- (1) 質問受付期間令和元年10月25日（金）～10月31日（木）午後5時まで（必着）

- (2) 質問様式質問書【様式1】

- (3) 提出方法電子メールで提出してください。

メールのタイトルは「マイナポイントを活用した消費活性化策の事業準備業務（事業者名）」としてください。

- (4) 提出先 soumu@city.iyo.lg.jp（伊予市総務部総務課企画担当）

- (5) 回答方法質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知した方が良くと判断されるものは、伊予市ホームページに掲載します。

7 応募・企画提案の手続き等

「3 応募資格」をすべて満たすもので、本プロポーザルに応募するものは、次のとおり書類を提出してください。

(1) 応募申込書について

①提出書類及び提出部数

ア応募申請書【様式2】：正本1部・副本6部

イ業務実施体制申告書【様式3】：正本1部・副本6部

ウ企画提案書：正本1部・副本6部

エ見積書及び見積額内訳明細書（任意様式）：正本1部・副本6部

※伊予市競争入札参加資格者名簿に登録されておらず、国若しくは愛媛県に同様の登録がされている場合は、証明できる通知文書の副本を1部提出してください。

②提出期間

令和元年10月25日（金）～11月8日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

③提出方法

「1.1 提出先・問い合わせ先」に記載の提出先に直接持参、又は郵送してください。なお、郵送の場合は、簡易書留又は特定記録扱いとしてください。

(2) 企画提案書について

企画提案書は次の点に留意して作成してください。

①企画提案書は、表紙、目次及び本編で構成すること。様式は自由とする。

②用紙サイズは、原則としてA4版とし、両面印刷で作成すること。やむを得ずA3版を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折でA4サイズにすること。

③本編の各ページには、ページ番号を付すること。

(3) 留意事項

①提出書類の提出期限後の再提出又は差替えは認めません。

②提出書類は、返却しません。

③応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

④提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提出書類を無効とします。

⑤契約の締結にあたっては、原則として、見積書に記載した見積額を上限とします。

⑥選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑦市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

8 選考方法

提出された書類及び企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) プレゼンテーション審査

①日時

令和元年11月12日（火）14時00分

②会場

伊予市役所4階大会議室

③審査項目

ア事業理解度（配点：10点）

- ・本事業の趣旨及び目的、業務内容の理解度について

イ事業実績（配点：10点）

- ・本事業と類似した事業実績について

ウ事業実施体制（配点：20点）

- ・本事業を確実にかつ効率的・効果的に実施できる体制について

エ事業実施スケジュール（配点：10点）

- ・事業目的を達成するためのスケジュール設定について

オ事業提案内容（配点：20点）

- ・広報について、理解しやすく、本事業に魅力を感じられる内容・デザイン及び効果的な周知方法などの工夫・提案について

カ経費積算の妥当性（配点：10点）

- ・提案内容と見積額の妥当性について

キ自由提案（配点：20点）

- ・本事業と効率的・効果的に実施するための独自性のある提案について

④実施の順番

プレゼンテーションは、申込順で実施するものとし、実施時間については応募書類の締め切り後、参加者に通知します。

⑤実施方法

プレゼンテーションの出席者は3名以内（機器操作者を含む。）とし、管理責任者となる者は必ず出席してください。プレゼンテーションに係る持ち時間は、1者につき20分以内とし、審査委員からの質問に対する回答を20分程度で行うものとします。

⑥審査結果発送予定

令和元年11月中旬～下旬を予定しています。

選定結果は、審査を受けた事業者すべてに電子メールで通知するとともに、伊予市ホームページにおいて公表します。

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、審査委員会を設置し、委員会が次の審査基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(3) 審査基準

上記「(1) ②審査項目」を総合的に審査し、プレゼンテーション審査における点数が最も高い者を優先交渉者として選定します。

(4) 契約候補者の決定方法

①提出された企画提案書等を審査し、総合得点が最も高い者を優先交渉者として選定します。

②最高点の者が複数の場合は、審査委員の合議により優先交渉者を選定します。

③提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、伊予市が設定する最低基準点を満たさなかった場合は、優先交渉者として選定しません。

(5) その他留意事項

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。

審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けません。

プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、総務部総務課に事前に連絡してください。

9 契約

(1) 契約予定事業者は、業務内容の詳細について、伊予市と協議を重ねた上で、契約内容に関する協議が整ったときは、契約を締結するものとします。

(2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。

(3) 業務により作成された成果品に関するすべての権利は伊予市に帰属します。

10 別添資料等

- (1) 【別紙1】マイナポイントを活用した消費活性化策の事業準備業務プロポーザル仕様書
- (2) 【様式1】質問票
- (3) 【様式2】応募申請書
- (4) 【様式3】業務実施体制申告書
- (5) 【様式4】辞退届

1 1 提出先・問い合わせ先

伊予市総務部総務課企画担当

電 話：0 8 9－9 0 9－6 3 8 2（直通）

F A X：0 8 9－9 8 3－3 6 8 1

メール：soumu@city.iyo.lg.jp